

平成 31 年度（2019 年度）

教職課程科目等履修生 要項

注意

2019(平成 31)年科目等履修生(教職課程)は、文部科学省の再課程認定による新課程の適用を受けるため、この要項も 2018(平成 30)年と内容が大きく異なっています。

＜教職課程履修者の新法適用による大きな変更点＞

・3 科目が必修となりました。

新課程と旧課程の大きな違いは、新課程では「特別支援教育」2 単位「総合的な学習の時間の指導法」2 単位、美術中学高校免許の「美術教育法題材開発」2 単位が新たに必修です。

・新課程への変更により出願方法も大きく変更となっています。

■以下の点に留意しながら要項の内容を正しく把握すること。

①要項の記載をまず熟読すること。

②出願者本人が、新課程(新法)・旧課程(旧法)のいずれの適用であるかを確認すること。→P.1 はじめにの一覧にて確認

③そのうえで自分が履修すべき科目を正確に把握すること。

武蔵野美術大学
教職課程研究室
教務チーム

武蔵野美術大学

【重要なお知らせ】

はじめに 科目等履修生に出願予定の皆さんへ

2019(平成 31)年度からの全国の教職課程は、教育職員免許法の改正が施行されることに伴って、「新課程」となります。

2018(平成 30)年現在の教職課程は、「旧課程」と呼ばれます。

新課程と旧課程の大きな違いは、新課程では「特別支援教育」単位「総合的な学習の時間の指導法」2 単位、美術中学高校免許の「美術教育法題材開発」2 単位 が新たに必修となることです。

そのため、科目等履修生の受け入れにあたってはその可否について教員になる意思や現在の状況、今後の計画等について正確に武蔵野美術大学で把握したうえで審査することになります。要項を熟読したうえで手続きをおこなうようにしてください。なお、デザイン情報学科の情報免許は新課程では申請していません。

■科目等履修生について

現在の立場	適用される法令
2018(平成 30)年度科目等履修生からの継続(のみ)	旧法
2019(平成 31)年 3 月以前に学部を卒業して科目等履修生に新規登録	新法

Q.現在、武蔵野美術大学(以下本学)の修士課程に在籍しており、「新規に」教職課程に登録する予定の大学院生です。旧法、新法のどちらの適用ですか。

A.新法の適用です。本学大学院在学中で修士 1 年または 2 年から新規に科目等履修生として教職課程を履修する場合「学部科目等履修生」につき、学部をすでに卒業していることで新法が適用されます。

Q.現在、武蔵野美術大学の修士課程に在籍しており、中 1 種/高 1 種の美術免許状はすでに取得しています。新たに高 1 種(工芸)を取得予定です。旧法、新法のどちらの適用ですか。

A.新法の適用です。

Q.2018(平成 30)年現在、武蔵野美術大学の修士課程に在籍しています。造形学部のととき科目等履修生で中 1 種(美術)・高 1 種(美術)と(工芸)の教職課程を履修していましたが、修得しきれない科目があり、学部科目等履修生になって取得を予定しています。旧法、新法のどちらの適用ですか。

A.新法の適用です。

Q.本学卒業生です。造形学部在学中に教職の科目の単位をいくつか修得しました。修得しきれない科目を履修するため科目等履修生になるときは新法が適用されるのでしょうか。

A.新法の適用です。

I. 概要

1. 履修資格

造形学部 of 教職課程科目等履修生の履修資格は次のとおりです。

- 本学造形学部の 課程認定のある学科（通信教育課程を除く）の卒業生。
ただし、他大学、本学大学院以外の大学院、短期大学および高等専門学校の正規の課程に在籍している者については履修資格を認めない。
- 2019（平成 31）年 4 月 1 日段階で、本学大学院造形研究科修士課程に在籍している者。
- 本学の短期大学部の卒業生で現在教員として在職しており、その所属長より中学校教諭一種免許状取得のための単位修得を要請されている者。

2. 在籍期間

当該年度 1 年間（2019（平成 31）年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）とします。ただし、教員免許状取得のために更に翌年度も履修を希望する場合は、履修資格を満たしていれば、改めて出願し許可を受けることで継続して在籍することができます。

なお、科目等履修生となって初めて教職課程の履修を開始する場合、教員免許状取得までに最短でも 2 年間を要します。

3. 取得可能な免許状

[造形学部 of 卒業生]

卒業学科	免許状の種類・教科	
日本画学科	高等学校教諭一種免許状	美術
油絵学科		工芸
彫刻学科		
視覚伝達デザイン学科	中学校教諭一種免許状	美術
工芸工業デザイン学科		
空間演出デザイン学科		
芸術文化学科		

※デザイン情報学科は 2019（平成 31）年より課程認定の対象では無くなりました。

[短期大学部卒業の現職教員]

中学校教諭一種免許状（美術）

4. 履修可能な科目および単位数

本学が定めた教員免許状取得に 必要となる科目の最低所要単位まで とする。

履修計画について

出願の前に、履修計画表を取り寄せることが可能です。

特に初めて 科目等履修生として出願する場合は、できるだけ以下手続を行うこと。

ただしこの手続きは選考の結果には一切影響しません。

申請期間：

2019（平成 31）年 1 月 15 日（火）から 2 月 9 日（土） 16：30（必着）

履修計画表の返送：

申請のあった方には、「履修計画表」を「学力に関する証明書」とともに送付します。

ただし送付までには約 1 週間～10 日かかります。

またこの手続きに必要な【学力に関する証明書】は一般的に各大学により発行までに約 1 週間～10 日ほどかかるので余裕をもって手続すること。

申請方法：

①本学造形学部または修士課程に 2018（平成 30）年で在籍している学生は窓口で手続きができます。

②③それ以外の場合は必ず郵送にて申請すること。

（必ず 82 円切手を貼付した返信用封筒に現住所を記載のうえ申し込むこと）

<宛先> 1 8 7 - 8 5 0 5 東京都小平市小川町 1 - 7 3 6

武蔵野美術大学教務チーム 教職課程科目等履修生 履修計画書 担当

申請に必要な書類：

①**本学造形学部または修士課程に 2018（平成 30）年段階で在籍している学生**

「学力に関する証明書」を教務チームに申請する。申請の際には申請用紙となる「証明書交付願」の【使用目的】欄に、【教職課程科目等履修生出願のため】と記入のこと。（「証明書交付願」は本学 HP よりダウンロード可能）。※ 1

②**本学を 2018 年以前に卒業している方の場合**

過去の学修履歴の分かる出身大学の「学力に関する証明書」（新法形式）を全て提出する。※ 1

なお本学在籍期間がある場合、「本学の学力に関する証明書」は申請の際に申請用紙である「証明書交付願」の【使用目的】欄に、【教職課程科目等履修生出願のため】と記入して申し込む。（「証明書交付願」は本学 HP よりダウンロード可能）。

③**本学での在籍歴が過去にない方の場合**

他大学出身で、2019（平成 31）年度本学大学院造形研究科修士課程に入学予定の方の場合、過去の学修履歴の分かる出身大学の「学力に関する証明書」（新法形式）が全て必要になります。取り寄せたうえ期限内に申請してください。この段階では写しで構わない。

※ 1 武蔵野美術大学以外の大学等での学修歴もある場合には（教職課程の履修をしているか否かに関わらず）、その大学等で教員免許状申請用の「学力に関する証明書」（新法形式）の発行を受け、本学に「学力に関する証明書」を申請する際に、その 写しを必ず同封してください。本学以外の大学等の「学力に関する証明書」が同封されていない場合、「履修計画表」は出願者に沿ったものにはなりません。なお、原本は、科目等履修生出願書類時に提出する必要があります。証明書ダウンロード用 URL http://www.musabi.ac.jp/wp-content/uploads/2017/04/issue_02.pdf

5. 学費

		金額
登録料		¥45,000
受講料（1単位）	講義科目	¥3,450
	実技・演習科目	¥6,900
実習費（1単位）	実技・演習科目のみ	¥3,500
介護等体験費 2019（平成 31）年度実施者のみ		¥14,000
教育実習費 2019（平成 31 年）度実施者のみ		¥10,000
学生教育研究災害傷害保険料 学研災付帯賠償責任保険料		¥1,340

- * 2019（平成 31）年度の段階で、本学大学院造形研究科修士課程に在籍する場合は、<登録料>および<保険料>の納入が免除 されます。
- * <受講料>および<実習費>は、2019（平成 31）年度に履修する科目の単位数分を納入することになります。
- * 「介護等体験」を実施する場合、<介護等体験費>の納入が必要 です。また、併せて「特別支援教育」（2 単位）「総合的な学習の時間の指導法」（2 単位）の履修登録が必要です。
- * 「教育実習Ⅰ・Ⅱ」を履修する場合、<受講料>とは別に<教育実習費>の納入が必要 です。また、併せて「教育実践の研究」（1 単位）の履修登録が必要です。
- * 本学造形学部在籍中に<教職課程履修費>を納入済の場合、<介護等体験費>および<教育実習費>の納入が免除されます。
- * この学費は 2019（平成 31）年度のもので、翌年度以降については変更となる可能性があります。

II. 出願手続

1. 出願手続

必要な手続きは以下のとおりです。

2019（平成 31）年から教育職員免許法の改正にともなう新課程になります。科目等履修生の受け入れにあたってはその可否について教員になる意思や現在の状況、今後の計画等について正確に武蔵野美術大学で把握したうえで審査することになります。

II.出願手続 1.（1）（2）、2、3を十分理解したうえで出願してください。

（1）選考料

①②③に該当する方により、それぞれ手続きが異なります。

①本学造形学部または修士課程に 2018（平成 30）年段階で在籍している学生

選考料は出願期限内に納入してください。選考料は、大学指定の「納入票」にて、経理チーム窓口（1 号館 2 階）で直接納入することができます。

選考料 ￥10,000

以下に該当する場合は、選考料は 不要。

- ・本学造形学部在籍中に教職課程を履修し卒業後 1 年以内に教職課程科目等履修生として出願する者
- ・前年度（平成 30 年度）教職課程科目等履修生で、かつ継続して履修を希望する者

②本学を 2018（平成 30）年以前に卒業している方の場合

③本学での在籍歴が過去にない方の場合

選考料は必ず銀行振込みで納入。

選考料は出願期限内に納入し、そのうえで必ず受領書の控え（コピー）を出願書類一式に同封すること。

出願期限内に納入が無い、納入された選考料が不足した場合、出願そのものが無効になるため注意。

※振込手数料は本人負担です。

※なお①に該当する本学学生でも遠方の場合は銀行振込みによる振込が可能です。

選考料 ￥10,000 （手数料本人負担）

振込先口座

西武信用金庫

支店：西国分寺支店（031）

口座番号：普通 1008997

振込先：学校法人 武蔵野美術大学 ガク）ムサシノビジュツダイガク

(2) 出願書類

以下の出願書類を出願期間内に教務チーム資格担当窓口へ提出してください。

【新規に出願する場合（新法適用者）】

①志願書「教職課程科目等履修生」

- ・黒のペンまたはボールペンで記入してください。
- ・写真貼付（4cm×3cm・最近撮影したもの・正面肩上・脱帽・背景なし・写真裏面に氏名を記入）
*写真は鮮明なものを用意してください「科目等履修生証」（学生証に当たるもの）に使用します。
なお、貼付の際、糊は写真の 中央部になるべく 付けないでください。
- ・「保証書」欄には 保証人自筆の署名・捺印 が必要となります。

②調書

- ・科目等履修生（教職課程）志願にあたって
すべての□欄に確認の✓を入れ、出願日を記載し氏名・生年月日・卒業年度・必要項目等を記入。
 - ・所定用紙によるテーマ記述
必ず自筆（手書き）で黒のペンまたはボールペンで記載、間違えた時は二重線で訂正※訂正印不要
- 1.本学在学中の学修について
 - 2.本学卒業後の活動について
 - 3.科目等履修生に登録する理由及び経緯
 - 4.自己分析と対応
 - 5.科目等履修生となった場合の学修の環境等について
- ③本学以外の大学等での学修歴がある場合には（教職課程の履修をしているか否かに関わらず）、教員免許状申請用の「学力に関する証明書」（新法形式）原本
- ④選考料の振込票の写し（銀行振込を選択した場合）

【前年度 2018（平成 30）年度より引続き教職課程科目等履修生に在籍を継続し、出願する場合（旧法適用者のみ）】

①志願書「教職課程科目等履修生」

- ・黒のペンまたはボールペンで記入してください。
- ・写真貼付（4cm×3cm・最近撮影したもの・正面肩上・脱帽・背景なし・写真裏面に氏名を記入）
*写真は鮮明なものを用意してください「科目等履修生証」（学生証に当たるもの）に使用します。
なお、貼付の際、糊は写真の 中央部になるべく 付けないでください。
- ・「保証書」欄には 保証人自筆の署名・捺印 が必要となります。

②調書

- ・科目等履修生（教職課程）志願にあたって
すべての□欄に確認の✓を入れ、出願日を記載し氏名・生年月日・卒業年度・必要項目等を記入。
 - ・所定用紙によるテーマ記述
必ず自筆（手書き）で黒のペンまたはボールペンで記載、間違えた時は二重線で訂正※訂正印不要
- 1.本学在学中の学修について
 - 2.本学卒業後の活動について
- （3-5のテーマは不要）

2. 出願期限および受付時間・場所

〔出願期限期間〕

2019（平成 31 年）2 月 15 日（金）～2019（平成 31）年 2 月 28 日（木）16:30（郵送必着）

- * 出願期限を過ぎた場合、理由の如何を問わず一切受理しません。
- * 一旦提出された出願書類は、一切返却しません。
- * 出願書類の書類不備については出願期限後の 追加での提出を一切認めません。

**〔出願受付〕 武蔵野美術大学教務チーム 教務チーム資格（教職）担当
9:00～16:30（日曜・祝日を除く）**

送付宛先

1 8 7 - 8 5 0 5 東京都小平市小川町 1 - 7 3 6

武蔵野美術大学教務チーム 教務チーム資格（教職）担当

封筒には朱字で「教職課程科目等履修生 応募」と記すこと。

①本学造形学部または修士課程に 2018（平成 30）年段階で在籍している学生のみ、教務チーム窓口への持参を可能とする。

②本学を 2018 年以前に卒業している場合は 必ず郵送（期限内必着）。

③本学での在籍歴が過去にない場合は 必ず郵送（期限内必着）。

※郵便不備を理由にした未着は認められない。また大学への到着の問い合わせは一切対応しない。

※信書につき宅配便の利用は不可。

※郵便による未着が心配な場合には必ず簡易書留や配達記録、レターパックを使用して自分で管理すること。

3. 選考結果ならびに履修可否通知

教授会にて決定後、2019（平成 31）年 3 月下旬に武蔵野美術大学より志願書の本人住所宛てに郵送で通知。

Ⅲ. 履修手続

選考の結果、履修許可を受けた者は、以下の流れで履修手続を行います。

(1) 履修手続関係書類の送付

選考の結果、履修が可能な方には、合格手続き書類および今後の手続きの詳細を郵送します。

(2) 履修登録および資料提出および各種資料の受け取り（予定）

日時：2019（平成 31）年 3 月末日に個別に指定した時間

なお、指定時間など詳細は履修可能者（合格者）のみ（1）とともに連絡します。

① 科目の履修登録

「履修登録票」（当日配付）に、在籍する当該年度 1 年間で履修する全ての科目を記入し、提出します（Web では行うことができません）。科目等履修生の 履修登録は、この 1 回のみ となり、在学生向けの「後期修正履修登録日」にも 科目の追加・変更はできない ので登録漏れのないよう十分注意してください。

② 各種資料の提出

（1）の手続き書類のうち提出物を持参ください。

③ 各種資料の受取

学事予定表、『教職課程ガイドブック』、『履修・学修ガイドブック』、「MAU 手帳」、
学生教育研究災害傷害保険資料ほか

(3) 学費の納入

納入期限 2019（平成 31）年 4 月 26 日（金）

（2）の履修登録手続き書類確認後に、「振込依頼書」（銀行振込用紙）を「志願書・登録簿 教職課程科目等履修生」記載の 学費請求先に送付 します。納入期限までに必ず学費を一括納入してください（学費請求先住所を確認させていただく場合があります）。

なお、納入期限を過ぎても学費の納入が確認できない場合、理由の如何を問わず履修登録を全て削除し、科目等履修生としての登録も取消します ので注意してください。

Ⅳ. その他

- 科目等履修生については、規定に定めるほか、本学学則を準用します。
 - 一旦納入された選考料・学費等は、理由の如何を問わず一切返還しません。
 - 科目等履修生に在籍している場合には、願い出により「在籍証明書」「学業成績証明書」「教員免許状取得見込証明書（該当者）」を交付します。
 - 「通学定期乗車券発行証明書」「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割）」は発行しません。
 - 学内施設については、美術館・図書館、イメージライブラリー、学生食堂等が利用可能です。
 - 教務チームからの連絡は、原則として掲示により行います。教職課程掲示板（第2講義室（1-104）横中央広場側）および教務チーム掲示板（休講等の連絡：第1講義室（1-103）横正門側）を見落とすことのないよう十分注意してください。
-
- （参考）2019（平成31）年度学事予定の主な日程は以下のとおりです。
 - [前期授業期間] 4月8日（月）～7月13日（土）
 - [前期補講・講義科目定期試験期間] 7月15日（月）～20日（土）
 - [夏季休業期間] 7月22日（月）～8月31日（土）
 - [後期授業期間] 9月2日（月）～12月21日（土）
 - [後期補講・講義科目定期試験期間] 2020年1月6日（月）～1月11日（土）
 - * 詳細は、今後配付される「学事予定表」等で各自確認してください。

以上

武蔵野美術大学 教務チーム 資格担当（1号館2階）

〒187-8505 東京都小平市小川町 1-736

Tel : 042-342-6044（教務チーム直通）

shikaku-kyoumen@musabi.ac.jp

受付時間（日曜・祝日除く）：9:00～16:30